

令和8年第4回土幌町議会臨時会

令和8年7月14日（火曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 会期の決定
- 日程番号3 行政報告
- 日程番号4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号6 議案第1号 物品購入契約の締結について
- 日程番号7 議案第2号 物品購入契約の締結について
- 日程番号8 議案第3号 令和8年度土幌町一般会計補正予算（第5号）
- 日程番号9 議案第4号 令和8年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程番号10 議案第5号 令和8年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 中村 貢 | 2番 森本 真隆 | 3番 山中 明裕 | 5番 矢坂 賢哉 |
| 6番 牧野 圭司 | 7番 大西 米明 | 8番 西山 伸宏 | 9番 伊藤 健蔵 |
| 10番 成田 哲也 | 11番 曾我 弘美 | 12番 秋間 紘一 | 13番 河口 和吉 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 町長 | 高木 康弘 | 教育長 | 土屋 仁志 |
|----|-------|-----|-------|

○町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 副町長 | 亀野 倫生 | 総務課長 | 増田 達也 |
| 地域戦略課長 | 小野寺 務 | 町民課長 | 角田 淳二 |
| 保健福祉課長 | 佐藤 慶岩 | 産業振興課長 | 吉川 和美 |
| 建設課長 | 上山 英樹 | 特養施設長 | 福田 剛大 |

○教育長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|----|-------|------|-------|
| 参事 | 下坂 吉彦 | 教育課長 | 藤内 和三 |
|----|-------|------|-------|

○職務のため出席した議会事務局職員

- | | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 川岸 滋一 | 係長 | 戸水 祐也 |
|------|-------|----|-------|

(開会 午前 10 時 00 分)

○河口議長

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、令和 8 年第 4 回土幌町議会臨時会を開会します。

○河口議長

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○河口議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番、中村貢議員及び 2 番、森本真隆議員を指名します。

○河口議長

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。会期は本日 1 日間に決定しました。

○河口議長

日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長登壇願います。

○高木町長

令和 8 年第 4 回臨時町議会の開会にあたり、一昨日の 7 月 12 日に発生いたしました大雨による被害及び本日に至るまでの対応状況についてご報告申し上げます。

去る 7 月 12 日、北海道内の不安定な大気の状態により、十勝地方全域が局地的な大雨に見舞われました。陸別町では記録的短時間大雨情報が発表され、観測史上最大となる 1 時間に 71 ミリの降水量を観測したところであります。本町におきましても、西上地域で 40 ミリ以上の激しい雨を観測したほか、「レベル 4 土砂災害危険警報」及び「レベル 3 大雨警報」が発表される事態となりました。この大雨により、一部の町道においては法面の土砂流出による通行止めが生じたほか、側溝の埋塞などの被害が複数箇所が発生したところであります。

次に、畑作物への影響についてご報告いたします。本町におきましては、12 日以前から

の断続的な降雨により土壌の水分量が高くなっていたところへ、当日の激しい雨が重なりました。この雨水の流入に伴い、一部の圃場で冠水や滞水の被害が発生しております。主な作物への影響といったしましては、これまでに小麦、馬鈴薯、大豆及びコーンの倒伏等が確認されており、現在、関係機関と連携し、被災状況の把握に努めているところであります。

次に、本町における一連の対応についてご報告いたします。当日は、帯広測候所から提供された気象情報をもとに、14 時過ぎから防災ラジオ等を活用し、町民の皆様へ迅速な注意喚起を行いました。同時に、速やかに道路の見回り・点検を実施し、危険箇所における通行止めバリケードの設置及び流出した土砂の除去作業を遅滞なく進めたところであります。農業支援につきましては、被災した各作物とともに、今後の高温多湿等による病害の発生が強く懸念されることから、速やかに農協をはじめとする関係機関と連携し、圃場管理に関する技術指導を徹底して行って参ります。

なお、一部道路の通行止め措置を除き、町内における人的被害及び住宅等の物的被害に係る報告は、現時点で受けてはおりません。今後とも道路をはじめとするインフラの安全確認を徹底し、住民生活の安全・安心の確保に万全を期して参ります。

現在、これら道路等のインフラ復旧及び農業被害の全容把握に向けた状況の取りまとめを急いでいるところであり、今後、必要に応じて災害復旧に係る補正予算を上程して参りたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○河口議長

これで行政報告を終わります。

日程第 4、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。総務課長。

○増田総務課長

総務課長増田よりご説明申し上げます。

「令和 8 年度士幌町一般会計補正予算（第 4 号）」について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 15 日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1 枚おめくりいただき、1 ページをご覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 892 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 93 億 8,287 万 8,000 円に改めたものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、9 ページをお開き願います。

4 款 1 項 5 目上下水道費では、国の重点支援地方交付金が配分されたことから、現在実施しております、生活者応援水道基本料金減免事業について、さらに 3 か月延長して 9 月請求分までの、水道基本料金を減免するために必要な費用として、18 節負担金補助及び交付金に簡水事業会計への補助金 890 万円、並びに自家水等利用者への支援金 2 万 6,000 円を追加し、特定財源として重点支援地方交付金 447 万 7,000 円を充当したところでござい

ます。

7 ページの歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしました国庫補助金の他、19 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金に 444 万 9,000 円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから承認第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 5、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。建設課長。

○上山建設課長

建設課長上山よりご説明申し上げます。

承認第 2 号「令和 8 年度士幌町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 15 日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは 1 枚おめくりいただき、1 ページをご覧ください。

第 1 条、令和 8 年度士幌町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところでございします。

第 2 条、予算第 3 条で定めておりました収益的収入及び収益的支出の予算額を、次のとおり改めます。

収益的収入、第 1 款第 1 項営業収益では 1 億 8,386 万 9,000 円を 1 億 7,496 万 9,000 円に改め、第 2 項営業外収益では、1 億 8,148 万 7,000 円を 1 億 9,038 万 7,000 円に改め、第 3 条においては、予算第 8 条に定めておりました、他会計からの補助金 6,967 万 4,000 円を 7,857 万 4,000 円に改めるものでございます。

それでは、補正予算説明書に基づき、収益的収入について説明させていただきます。3

ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目給水収益では、物価高騰対策として、水道使用料基本料金 3 か月分の減免に伴い、890 万円の減額。

2 項 1 目では、他会計補助金として一般会計からの物価高騰対策繰入金として減免額と同額の 890 万円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから承認第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6、議案第 1 号「物品購入契約の締結について」、日程第 7、議案第 2 号「物品購入契約の締結について」以上 2 件を関連議案として一括議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議長のお許しをいただきましたので、議案第 1 号と議案第 2 号の物品購入契約の締結について、一括で説明をさせていただきます。

本案は、土幌町における地域交通の最適化を図るため、国土交通省の「交通空白」解消緊急対策事業の補助金を有効に活用し、車両の導入を行い、本町の地域交通の再構築を進めるものでございます。

つきましては、車両物品購入契約について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

それでは議案書の 2 ページをご覧ください。

まず初めに、議案第 1 号でございますが、契約の目的は少人数用のコンパクトミニバンの公用車両の購入でありまして、契約金額は 1,236 万 4,000 円であります。契約の相手方は土幌町字中土幌西 2 線 75 番地、中川自動車有限会社、代表取締役中川豊氏であります。契約の方法は指名競争入札であります。

恐れ入ります。説明資料の 1 ページをご覧ください。

入札執行日時は令和8年7月7日午前9時、指名業者は有限会社中士幌自動車工業他、記載の5社でございます。入札経過を第1回決定。予定価格は1,284万1,400円。落札率は96.28%。最高入札金額は1,375万円でございます。

概要は、トヨタシエンタ 4WD、5人乗りの車両を4台導入するもので、納入期限は令和8年8月31日でございます。

続きまして、議案第2号の説明をいたしますので議案書に戻っていただきまして3ページをご覧ください。

契約の目的は、議案第1号と同様でございます。多人数用の大型ミニバンの公用車両の購入であります。

契約金額は1,111万円であります。契約の相手方は、士幌町字士幌西2線163番地、有限会社西部自動車整備工場、代表取締役西部栄司氏であります。契約の方法は指名競争入札であります。

恐れ入ります。説明資料の2ページをご覧ください。入札執行日時は令和8年7月7日午前9時、指名業者は有限会社中士幌自動車工業他、記載の5社でございます。入札経過を第1回決定。予定価格は1,129万2,600円、落札率は98.38%、最高入札金額は1,259万5,000円でありました。

概要はトヨタハイエース 4WD、10人乗りの車両を2台導入するもので、納入期限は令和8年8月31日でございます。

以上議案第1号と議案第2号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 3 号「令和 8 年度士幌町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。総務課長。

○増田総務課長

総務課長増田よりご説明申し上げます。

議案第 3 号「令和 8 年度士幌町一般会計補正予算（第 5 号）」ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,028 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 97 億 7,316 万 4,000 円に改めようとするものです。

地方債の補正は第 2 表、地方債補正によるものいたします。

それでは歳出からご説明いたしますので 12 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目一般管理費では、特定財源において役場庁舎のエアコン整備事業が起債対象となったことに伴い、脱炭素化推進事業債を記載のとおり追加する財源補正でございます。

次に 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費では、更新時期を迎えた IC チップ内蔵パスポート交付端末機購入のため、17 節備品購入費の機械器具購入費に 49 万 5,000 円を追加するものでございます。

次に 3 款 1 項 1 目国民年金費では、本年 10 月から開始される育児期間に係る国民年金保険料を免除制度に対応するため、12 節委託料に国民年金システム改修委託料、105 万 1,000 円を追加し、特定財源として国民年金事務委託金 105 万円を充当。

次の 5 目高齢者福祉施設費では、特別養護老人ホーム外調機配管及びボイラー煙突の破損による修繕工事のため、17 節繰出金に施設整備費繰出金 381 万 7,000 円を追加。

次の 9 目介護保険費では、介護保険システム改修に伴い、27 節繰出金に介護保険事業を事務費繰出金 45 万 7,000 円を追加するものでございます。

次に 1 枚おめくりいただき 14 ページをご覧ください。

2 項 5 目子ども医療費は、医療費助成のオンライン資格確認実施のためのシステム改修費用として、12 節委託料に福祉医療システム改修委託料 364 万 1,000 円を追加し、特定財源として、地域診療情報連携推進費補助金 182 万円を充当するものでございます。

次に 4 款 1 項 3 目環境衛生費は、士幌聖苑で灯油量を計測する油量計と配管が破損したため修繕費用として、10 節需用費の修繕料に 25 万 3,000 円を追加するものでございます。

次に 2 項 1 目ごみ処理費では、リサイクルセンターのペットボトル減容機が破損したため修繕費用として 10 節需用費の修繕料に 59 万 7,000 円を追加。特定財源は新ごみ処理場くりりんセンターの整備負担にかかる借入予定の地方債が、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更、増額となったため、記載のとおり財源補正するものでございます。

次に 6 款 1 項 3 目農業振興費では、自動操舵付き可変施肥システムの導入による低コスト施肥体系への転換と、スマート農機活用による圃場管理作業の効率化を図るための補助事業の採択に伴い、18 節負担金補助及び交付金に産地生産基盤パワーアップ事業補助金 3 億 7,355 万 8,000 円を追加し、特定財源に同補助金を同額充当するものでございます。

1 枚おめくりいただき 16 ページをご覧ください。

2 項 1 目林業振興費では、アライグマ捕獲用箱わな 20 基及び、カラス用捕獲檻 2 機を導入するため、18 節負担金補助及び交付金に鳥獣被害防止対策協議会負担金 154 万円を追加。23 節投資及び出資金に十勝大雪森林組合出資金 324 万 9,000 円を追加し、特定財源として、令和 7 年度の森林組合出資金及び事業配当金 324 万 9,000 円を充当するものでございます。

次に 10 款 5 項 4 目、総合研修センター管理費では、総合研修センター正面外壁タイルの一部が剥がれ落ちる恐れがあるため、外壁タイル全体の危険箇所を把握する外壁打診調査費用として、12 節委託料に 105 万 6,000 円を追加するものでございます。

次に 6 項 2 目体育施設費では、清流パークゴルフ場トイレの解体に伴い、資材にアスベストの含有が判明したため、その処分費用として、17 節工事請負費に 57 万 2,000 円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので 10 ページをご覧ください。

特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので一般財源のみ説明いたします。

10 ページ上段の 18 款 1 項 3 目財政調整基金繰入金 2,489 万 1,000 円を減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に 4 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債補正は先ほど歳出でご説明いたしました新ごみ処理場くりりんセンター整備負担金に活用する地方債におきまして、当初、下段の廃止分に記載しております教育・福祉施設等整備事業債を予定しておりましたが、環境省の指示によりまして、上段の表の追加分に載せてございます、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更するものでございます。

もう 1 つ追加分の一般単独事業債は、庁舎エアコン整備事業におきまして借入協議が終了しましたので記載のとおり追加するもので、起債限度額などはそれぞれ記載のとおりでございます。

なお最終ページの 18 ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号「令和8年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○佐藤保健福祉課長

保健福祉課長佐藤から、議案第4号「令和8年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,984万2,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので9ページをお開き願います。

1款総務費では、介護保険法改正に伴い、介護保険施設を利用する方の補足給付が令和8年8月から変更されますことから、1項1目一般管理費、12節委託料に介護保険システム改修委託料91万3,000円を追加。特定財源といたしまして、介護保険事業費補助金45万6,000円他、記載のとおり充当するものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

（なしの声あり）

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

（なしの声あり）

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号「令和8年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

○福田特別養護老人ホーム施設長

特別養護老人ホーム施設長福田よりご説明申し上げます。

議案第5号「令和8年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,629万8,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますので9ページをお開き願います。

1款1項1目施設介護サービス事業費では、老朽化に伴う外調機配管の改修及びボイラー煙突の老朽化及び雨水流入による煙突の破損に伴う改修工事のため、14節工事請負費に381万7,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金に、同額の381万7,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

（なしの声あり）

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

（なしの声あり）

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された日程はすべて終了しました。

令和8年第4回士幌町議会臨時会を閉会します。

（閉会 午前10時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員